

1. 件名：日本原燃(株)再処理施設における事業者の検査活動の状況等に係る面談

2. 日時：令和4年11月14日(月) 13時30分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官

館内上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

清水原子力専門検査官

核燃料施設等監視部門

伊藤統括監視指導官、福永原子力運転検査官

核燃料施設審査部門

古作企画調査官、上出安全審査官

六ヶ所原子力規制事務所

皆川事務所長、成谷原子力運転検査官、山神原子力運転検査官

青森地域原子力規制総括調整官事務所

服部地域原子力規制総括調整官

日本原燃(株)品質保証部 部長 他9名

5. 要旨

○日本原燃(株)(以下「事業者」という。)から、新規制基準の施行前に工事を着手した設備等に関し、その主な工事案件と検査の状況及び令和3年7月14日に改訂2として提示した「使用前事業者検査の実施方針」に係る現在までの検討状況を踏まえた変更箇所について、資料に基づき説明を受けた。

(1) 主な工事案件と検査の状況について

- ・主な工事案件に係る使用前事業者自主検査の状況及び各工事検査の工程(11、12月分)は資料1のとおりであり、主な工事案件に対し、新たに実検査不可の可能性のある検査を使用前事業者自主検査として実施したものはない。なお、重大事故等対処設備(配管配置)の②耐圧漏えい検査については、調整中と記載しているが12月中を予定している。

(2) 使用前事業者検査の実施方針の変更箇所について

- ・表2「検査項目、検査概要および判定基準の考え方」については、施設の現状を踏まえた耐圧・漏えい検査の検査概要を整理し、可搬型重大事故等対処設備の完成品の検査方法を追記した。
- ・別紙-3「検査方法の選定の考え方」については、設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)の補足説明資料と紐付けた。

- ・別紙-6「腐食を考慮する容器等の設工認および使用前事業者検査の扱いについて」については、板厚評価方法の出典として、既認可の設工認の添付書類名を追記した。
- ・また、腐食を考慮する容器等の板厚評価についても、保守管理を考慮した代表機器の選定の考え方を整理のうえ選定済である。
- ・別紙-7「施設の現状を踏まえた耐圧・漏えい検査の実施方法について」については、施設の現状を踏まえた耐圧・漏えい検査の実施方法を整理し、可搬型重大事故等対処設備の完成品に対する検査方法を追記した。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

(1) 主な工事案件と検査の状況について

- ・使用前事業者自主検査の実施状況に実施予定が調整中と記載のものについては、おおよその時期が把握できるようにすること及び工事検査等の工程表と使用前事業者検査との関係性を整理すること。

(2) 使用前事業者検査の実施方針の変更箇所について

- ・表2「検査項目、検査概要および判定基準の考え方」の耐圧・漏えい検査に追記した可搬型重大事故等対処設備の完成品の検査方法については、目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるとしているが、判定基準の考え方「検査圧力に耐え、かつ異常のないこと」との関係が不明確であるため、発電炉での実績を踏まえて事業者の考え方を整理すること。
- ・別紙-3「検査方法の選定の考え方」に記載された補足説明資料の内容については、設工認の審査中であり引き続き確認するが、検査だけでなく、設計、保全等にも関連する事項であり、関係者で共通認識となるものとして整理すること。
- ・別紙-6「腐食を考慮する容器等の設工認および使用前事業者検査の扱いについて」の出典については、今回の設工認における基本方針との対応がわかるよう記載すること。
- ・また、腐食を考慮する容器等の板厚評価については、代表機器の選定内容について説明すること。
- ・別紙-7「施設の現状を踏まえた耐圧・漏えい検査の実施方法について」の重大事故等対処設備の耐圧試験については、重大事故等対処設備の設計で考慮する圧力について、今回の設工認における基本方針との対応がわかるよう記載すること。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料1：主な工事案件と検査の状況について

資料2：「使用前事業者検査の実施方針」変更前後表